

香取広域市町村圏事務組合消防本部及び消防署設置条例

平成18年 3 月 27 日

条例第22号

改正 平成18年10月25日条例第29号

平成20年 2 月 21 日 条例第 5 号

平成26年 2 月 25 日 条例第 2 号

平成31年 3 月 1 日 条例第 3 号

令和 7 年10月22日条例第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第10条第 1 項の規定に基づき、消防本部及び消防署の設置、位置及び名称並びに消防署の管轄区域に関し定めるものとする。

(設置)

第 2 条 香取広域市町村圏事務組合における消防事務等进行处理するため、消防本部及び消防署を設置する。

(消防本部の名称及び位置)

第 3 条 消防本部の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 香取広域市町村圏事務組合消防本部

位置 香取市佐原口2127番地

(消防署の名称、位置及び管轄区域)

第 4 条 消防署の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

名称 香取広域市町村圏事務組合佐原消防署

位置 香取市佐原口2127番地

管轄区域 香取市、多古町及び東庄町

附 則

この条例は、平成18年 3 月 27 日から施行する。

附 則（平成18年10月25日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年 2 月 21 日 条例第 5 号）

この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年 2 月 25 日 条例第 2 号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月1日条例第3号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和7年10月22日条例第6号）

この条例は、令和7年11月1日から施行する。